

令和6年度

岡山県高梁市立宇治高等学校
入学者選抜実施要項

令和5年12月

高梁市教育委員会

岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制)入学者選抜に関する日程一覧表

月 日	曜	実 施 事 項	提出場所・送付先	該 当 者		
				中	高	その他
12.5 ～ 2.26	火 月	入学願書の配布	中学校		○	高梁市 教育委員会
12.5	火	中高連絡会		○	○	
2.21 ～ 2.26 正午	水 月	入学出願関係書類の提出 ・入学願書 ・自己申告書 ・(学区外出願許可通知書) ・入学志願者一覧表・調査書	宇治高等学校	○		
2.26	月	入学志願者数の報告	こども教育課(市)		○	
2.21 ～ 2.28	水 水	学年についての報告書 学年についての報告書の 百分率表 } の提出	宇治高等学校	○		
3.1 までに	金	受検票の交付	中学校		○	
3.4 までに	月	入学志願者数報告書の提出	こども教育課(市)		○	
3.7	木	学力検査・面接・口頭試問				
3.15	金	合格者数の報告	こども教育課(市)		○	
3.18	月	合格者の発表 第2次募集有無の発表			○	
3.19 ～ 3.21	火 木	学力判定原簿の提出 合格者数報告書の提出	こども教育課(市) こども教育課(市)		○ ○	
3.29 までに	金	入学者選抜の経過・反省事項の報告 面接実施状況の報告	こども教育課(市)		○	
4.5 までに	金	学校教育法施行規則第 24 条第2項 による生徒指導要録の抄本又は写し の送付 学校保健安全法施行規則第8条第2 項による生徒の健康診断票・歯の検 査票の送付	宇治高等学校	○		

目 次

1 募 集	1
2 出 願	1
3 入学者選抜のための学力検査・面接	3
4 選 抜	4
5 合格者の発表	5
6 追 検 査	5
7 第2次募集	6
8 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供	7
9 そ の 他	8

【各種様式】

様式1 入学願書	10
様式2 自己申告書	12
様式3 入学志願者一覧表	13
様式4 調 査 書	14
様式5 学年についての報告書	15
様式6 学年についての報告書の百分率表	16
様式7 受検上の特別な配慮について	17
様式8 学区外出願許可申請書	18
様式9 追検査受検許可申請書	20
様式10 追検査受検許可通知書	21
様式11 第2次募集出願に係る誓約書	22

※ 各作成上の注意は、岡山県教育委員会による「令和6年度 岡山県立高等学校入学者選抜実施要項」に準拠するものとする。

令和6年度岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制)

入学者選抜実施要項

令和6年度岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制)入学者選抜は、この要項に定めるところによる。なお、記載無き項目に関しては岡山県立高等学校入学者選抜実施要項に準ずる。

1 募 集

(1) 応募資格

岡山県高梁市立宇治高等学校(定時制)(以下「高等学校」という。)に入学を志願する者(以下「志願者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)した者

イ 令和6年3月中学校等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

(2) 募集人員

次のとおりとする。

学 校 名	学 科 名	募集人員
岡山県高梁市立宇治高等学校	普 通 科	40 名

2 出 願

(1) 出願の制限

ア 志願者は、岡山県高梁市立高等学校学則第2条の規定(通学区域は、岡山県全域とする。)により出願しなければならない。

イ 志願者は他の公立高等学校を併願することはできない。

ウ 入学願書提出後、志願校を変更することはできない。

エ 志願者は、選抜の結果合格内定とならなかった場合、他の公立高等学校の第2次募集に出願することはできない。

(2) 出願の期間

令和6年2月21日(水)から2月26日(月)まで(ただし、祝日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後4時30分まで(最終日は正午まで)とする。

なお、郵送による場合は、2月22日(木)までに到着したものに限り。

(3) 出願の手続

ア 志願者は、次の書類を、在学若しくは出身中学校等の校長又は文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の長(以下「中学校等の校長」という。)を經由して出願の期間内に高等学校に提出する。

ただし、学校教育法施行規則第 95 条に該当する者(上記在外教育施設の卒業(見込)者を除く。以下同じ。)は志願者本人から提出することができる。

名 称	様 式	部 数
入 学 願 書	1	1部
自己申告書	2	長期欠席者、過年度卒業者等のうち、提出を希望する志願者についてのみ1部提出

イ 中学校等の校長は、志願者が提出した入学願書の記載事項の確認を行い、次の書類を作成してそれぞれの提出期限内に高等学校に提出する。

名 称	様 式	部 数	提 出 期 間
入 学 志 願 者 一 覧 表	3	2部	2月 21日(水) ～ 2月 26日(月) 正午 (郵送は2月 22日 (木)必着)
調 査 書	4	各志願者について1部	
学年についての報告書	5	1部	2月 21日(水) ～
学年についての報告書の百分率表	6	1部	2月 28日(水)

ウ 調査書(学年についての報告書を含む。)の客観性と信頼性を高めるため、中学校等の校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、その記入や取扱いについては、特に公正、確実を期すること。

*特別支援学級に在籍しており、「学習の記録」を文章表記し別紙で提出する場合

- ・様式は自由であるが、全てのページに中学校名、生徒氏名を記入すること。
- ・最終ページには、記入者氏名及び校長氏名を記載すること。

エ 高等学校長は、中学校等の校長から提出された入学出願関係書類を所定の期間・方法等により適正に処理するとともに、入学志願者数を令和6年3月4日(月)までにこども教育課長あて報告する。

(4) 入学選抜手数料

ア 岡山県高梁市立高等学校授業料等徴収条例第7条・第8条の定めるところにより、入学願書に現金 **720 円** を添えて提出する(切手は不可)。

イ いったん受領した入学選抜手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

(5) 入学願書等の配布

ア 入学願書は令和5年 12 月5日(火)から令和6年2月 26 日(月)までの間に高梁市教育委員会又は高等学校を通じて関係中学校等に配付する。

イ その他の用紙については、必要に応じて岡山県教育庁高校教育課高校魅力化推進室のホームページからダウンロードして使用すること。

(6) 特別出願の手続

ア 岡山県高梁市立高等学校学則第2条第3項第2号による志願者(やむを得ない理由により保護者と同居できないため、所属学区の高等学校に就学できない者)は、出願に先立って次の(ア)、(イ)、(ウ)により、

学区外出願許可申請書(様式8)を提出し、許可を受けなければならない。

(ア) 提出期間

令和6年1月10日(水)から2月2日(金)まで

(イ) 提出先(提出部数)

保護者の住所が県外の場合に高梁市立宇治高等学校(2部)

(ウ) 提出書類

(a) 学区外出願許可申請書(様式11により作成)

(b) 理由を裏付ける証明書類

○ 関係者全員の住民票の写し

なお、住民票の写しについては、世帯主及び続柄が記載され、本籍及び個人番号(マイナンバー)が省略されたものであること。

○ その他(例:実際に居住していることを示す資料、転勤証明書等)

イ 転勤や、家屋の新築・購入等により中学校等卒業後、県外から県内への一家転住が決定的な志願者は、その旨を証明する書類を添え、前記アに示す規則第2条第3項第2号による志願者に準じて、学区外出願許可申請書を提出し、許可を受けなければならない

(7) その他

出願に当たっては、「目指す教育と求める生徒像」を参考とすること。

○ 基本的な生活習慣を身に付け、毎日学校に通って学ぼうとする意欲のある生徒

○ 学び直したいという意欲のある生徒

○ 自分を大切にし、他人を思いやる優しさのある生徒

3 入学者選抜のための学力検査・面接

(1) 実施期日 令和6年3月7日(木)

(2) 日 程

集合時刻 午前8時50分

学力検査・面接・口頭試問

教科	開始時刻	終了時刻	時間
国語	9:20 ~	10:05	45分
数学	10:25 ~	11:10	45分
英語	11:30 ~	12:15	45分
面接 口頭試問	13:05 ~		

※英語は聞き取り検査を含む。

(3) 実施場所 岡山県高梁市立宇治高等学校 高梁市宇治町宇治1681-2番地

(4) 配慮事項

学力検査等を受検するに当たり、病気や障害等の事情により特別な配慮を必要とする志願者及び日本語指導が必要な外国籍生徒等で特別な配慮を必要とする志願者について、中学校等の校長は、事前に高等学校と十分相談すること。

なお、特別な配慮を必要とする志願者について相談する場合は、中学校等の校長は病気や障害、日本語能力等の状況や希望する特別な配慮等を記した文書(例:様式7)を志願校に提出すること。

(5) 出題の方針

問題は次の方針により高等学校が作成する。

ア 平成 29 年文部科学省告示第 64 号の中学校学習指導要領に示された目標及び内容の範囲内で出題する。

イ 各教科とも基礎的・基本的事項を中心とし、思考力、判断力、表現力等をみる問題を含める。

(6) 面接・口頭試問の実施

面接・口頭試問の実施方法については、令和6年3月7日(木)、高等学校において志願者に指示する。

面接を実施した高等学校長は面接実施報告書を作成して令和6年3月 29 日(金)までにこども教育課長あて報告する。

(7) 学力検査実施委員会及び面接実施委員会

ア 高等学校に学力検査実施委員会を設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 高等学校に面接実施委員会を設け、面接の実施管理に当たる。

ウ 学力検査実施委員会及び面接実施委員会には、委員長1名及び委員を置く。

エ 委員長は高等学校長とし、委員は高等学校の所属職員の中から委員長が選任する。

(8) 実施後の処理

答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、各教科の得点(各教科 70 点満点)を合計し、その合計得点を基に高等学校長が定める 10 段階の評定段階による評価を行い、その結果を「学力検査の評定」とする。

4 選 抜

(1) 選抜の方針

ア 選抜に当たっては、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査、面接・口頭試問の結果及び自己申告書等を資料として、高等学校の特色を配慮して総合的に判断する。

イ 調査書については、中学校等の教育の全領域にわたる成果を的確に判断するための資料として重視する。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による、中学校等の臨時休業により、中学校等での活動ができなかったことや部活動等などの大会、資格・検定試験の中止等により、総合所見及び参考となる事項等の記載が少ないこと等のみをもって志願者が不利益を被ることがないように配慮する。

ウ 学力については、調査書の「学習の記録」に記載された評定から求めた換算点と学力検査の結果から求めた合計得点とを基に、高等学校長が「調査書の評定段階」と「学力検査の評定段階」をそれぞれ定め、関連表を作成して判定する。調査書の換算点の算出においては、学力検査を実施しない教科及び第3学年の評定を重視して取り扱う。

(2) 選抜委員会

ア 高等学校に選抜委員会を設け、入学者の選抜を行う。

イ 選抜委員会には、委員長1名及び委員を置く。

ウ 委員長は高等学校長とし、委員は高等学校の教頭並びに所属職員の中から委員長が選任する。

(3) そ の 他

ア 選抜に当たっては、各資料を入学者選抜カードに整理して使用する。

イ 選抜に当たって使用した資料は、公表しない。

ウ 高等学校長は、選抜終了後、令和6年3月 19 日(火)から3月 21 日(木)までの間に、学力判定原簿を
こども教育課長あて提出する。

5 合格者の発表

- (1) 令和6年3月 18 日(月)午前9時から正午までの間に、高等学校ホームページで発表する。
- (2) 高等学校長は、合格者数報告書については、令和6年3月 19 日(火)から3月 21 日(木)までの間に、入学者選抜の経過及びこれに伴う反省事項の報告書については、令和6年3月 29 日(金)までにこども教育課長あて報告する。

6 追検査

(1) 申請

ア 対象者

入学者選抜当日に、特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず欠席した志願者のうち、次のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者とする。

ただし、学力検査、面接・口頭試問の一部でも受検した者は対象としない。

- (ア) 学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病（ただし、同規則第 18 条第3号にある「その他の感染症」は除く。）の罹患者
- (イ) 不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由により入学者選抜を受検できなくなった者

イ 申請の手続

- (ア) 中学校等の校長は、追検査の受検希望があった場合、令和6年3月7日(木)正午までに高等学校の校長に電話で連絡するとともに、令和6年3月8日(金)午後3時までに追検査受検許可申請書(様式8)に、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類(医師の診断書等)を添えて、高等学校に提出する。

添付書類が期限までに準備できない場合は、追検査受検許可申請書を期限までに提出した上で、添付書類のみ追検査の学力検査日に高等学校に持参する。

- (イ) 高等学校長は、提出書類の内容を審査し、受検を許可したときは、追検査受検許可通知書(様式9)を中学校等の校長を経由して、志願者に交付する。

なお、受検票は、入学者選抜において交付したものを使用する。

- (イ) 高等学校長は、追検査の受検を許可した志願者数を入学志願者数報告書を準用し、令和6年3月 29 日(金)までにこども教育課長あて報告する。

ウ 入学選抜手数料

徴収しない。

(2) 学力検査・面接

ア 実施期日 令和6年3月 18 日(月)

イ 日 程

集 合 時 刻 午前8時 50 分

学 力 検 査 午前9時 20 分～午前 10 時 20 分 (60 分)

※ 学力検査において実施する教科は、国語、数学、英語である。英語は聞き取り検査を含まない。

面接・口頭試問 午前10時40分～

(3) 実施場所 岡山県高梁市立宇治高等学校

(4) 配慮事項

入学者選抜において、中学校等の校長が事前に高等学校と十分相談した場合、改めての相談は不要とする。

(5) 出題の方針 3(5)に準ずる。

(6) 学力検査及び面接実施委員会

ア 高等学校に学力検査実施委員会を設け、学力検査の実施管理に当たる。

イ 高等学校に面接実施委員会を設け、面接の実施管理に当たる。

ウ 学力検査実施委員会及び面接実施委員会には、委員長1名及び委員を置く。

エ 委員長は高等学校長とし、委員は高等学校の所属職員の中から委員長が選任する。

(7) 実施後の処理

答案は、学力検査実施委員会において採点する。採点后、その得点(75点満点)を学力検査の結果とする。

(8) 選 抜

ア 選抜の方針

追検査での学力検査の結果、調査書及び面接・口頭試問の結果等を資料として、募集定員外で総合的に判断する。

イ 選抜委員会 4(2)に準ずる。

(9) 合格者の発表

ア 高等学校長は、令和6年3月18日(月)以降、選抜結果通知書により、選抜結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。

イ 高等学校長は、5(2)に準じて、令和6年3月29日(金)までに報告する。

7 第2次募集

(1) 実施の有無

一定数以上の欠員を生じた場合、高梁市教育委員会と高等学校長が協議の上、令和6年3月18日(月)午前9時頃に高等学校ホームページで公表する。

(2) 募集人員

別に定める募集定員から、合格者の発表時における合格者数を除いた人数とする。

(3) 出 願

ア 出願資格

原則として、公立高等学校一般入学者選抜[第I期]を受検した者で、県内の公立私立いずれの高等学校にも合格していないもの(私立高等学校については、合格していても、入学予定者招集日等に出席しないことなどにより、入学手続きを完了しない者を含む。)とする。

ただし、入学者選抜で岡山県高梁市立宇治高等学校を受検した者は出願できない。

イ 出願の期間

令和6年3月19日(火)から3月21日(木)まで(ただし、祝日を除く。)とし、受付時間は午前9時から午後4時30分まで(最終日は正午まで)とする。

ウ 出願の手続き

(ア) 出願の手続きは、**2**(3)に準ずる。

ただし、自己申告書は提出しないものとし、第2次募集出願に係る誓約書(様式 11)を入学出願関係書類に加え、書類の提出期限は上記イのとおりとする。

(イ) 高等学校長は、入学志願者数を令和6年3月 29 日(金)までにこども教育課長あて報告する。

エ 入学選抜手数料 **2**(4) ア、イに準ずる。

(4) 面接

ア 志願者には、面接を実施する。

イ 実施期日及び場所 令和6年3月 22 日(金) 岡山県高梁市立宇治高等学校

ウ 集合時刻 午前9時 30 分

エ 面接の実施及び報告 **3**(6)に準ずる。

(5) 選 抜

ア 選抜の方針

一般入学者選抜【第 I 期】での学力検査の結果、調査書及び面接の結果等を資料として、総合的に判断する。

イ 選抜委員会 **4**(2)に準ずる。

(6) 合格者の発表

ア 高等学校長は、令和6年3月 22 日(金)以降、選抜結果通知書により、選抜の結果を中学校等の校長を通じて本人に通知する。

イ 高等学校長は、**5**(2)に準じて、令和6年3月 29 日(金)までに報告する。

8 学力検査の結果に関する保有個人情報の本人提供

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づく、保有個人情報の本人提供(以下「本人提供」という。)については、次のとおりである。

(1) 本人提供の申出を行うことができる者

岡山県高梁市立宇治高等学校の入学者選抜及び追検査の受検者並びに受検者の保護者

(2) 本人提供の対象となる個人情報の内容

学力検査の各教科の得点

(3) 本人提供を実施する期間

令和6年3月 25 日(月)から4月 25 日(木)まで(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午前9時から午後4時 30 分までとする。

(4) 本人提供を実施する場所

岡山県高梁市立宇治高等学校

(5) 確認のための必要書類

ア 受検者本人の場合は、受検票

イ 受検者の保護者の場合は、受検票及び受検者の保護者本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券等)

※ 写真が添付されていない書類の場合は、複数の書類により確認する。(健康保険の被保険者証、国民年金手帳等)

※ 入学願書に記名のない保護者の場合は、受検者との続柄を確認するための書類(住民票の写し等)を併せて確認する。

9 そ の 他

- (1) 高梁市教育委員会教育長が必要と認めるときは、入学者選抜について調査する。
- (2) 出願について不正の事実(学歴、調査書等)があるときは、入学許可後といえども入学を取り消すものとする。
- (3) 選抜に関する表簿の保存期間は、学校教育法施行規則第 28 条の規定により5年間である。